

総社市庁舎会議室等の目的外使用に関する規則をここに公布する。

令和7年6月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市庁舎会議室等の目的外使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市庁舎管理規則（平成17年総社市規則第5号）第4条ただし書の規定に基づく市庁舎の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的外使用させることができる会議室等)

第2条 市庁舎の目的外使用をさせることができる会議室等（以下「会議室等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) チュッピーホール
- (2) ギャラリースペース
- (3) 会議室101
- (4) その他特に市長が許可したもの

(使用可能時間)

第3条 会議室等の使用可能時間は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、午前8時30分から午後9時までとする。

(使用許可申請)

第4条 会議室等を使用しようとする者は、会議室等を使用しようとする日前の1週間以上6箇月以内の間に、市長に対し、使用許可の申請を行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (4) その他特に市長が認めた者

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗に反する者の利益になると認めるとき。
- (3) 施設又は附属設備若しくは器具等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(施設等の損傷又は滅失の届出)

第6条 会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、その使用を終わったときは、施設等を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が、前項の義務を履行しないときは、施設等を原状に回復し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用、権利譲渡及び転貸の禁止)

第9条 使用者は、会議室等の使用の許可を受けた目的以外に使用し、使用の権利を譲渡し、又は転貸

してはならない。

(その他)

第10条 会議室等の目的外使用に関しては、この規則に定めるもののほか、総社市庁舎管理規則に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。